

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。(宮崎県指定 第 4570400145 号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定されている方が対象となります。要介護認定をまだ受けてない方でも入所は可能です。

◆◇目次◆◇

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	1
3. 居室の概要	1
4. 職員の配置状況	2
5. 介護福祉施設サービス費	4
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	6
7. 残置物引取人	7
8. 事故発生時の対応	7
9. 損害賠償	7
10. 非常災害対策	7
11. 虐待防止のための取組み	8
12. 身体的拘束等の適正化のための取り組み	8
13. 感染症対策の強化	8
14. 業務継続に向けた取組み	8
15. 苦情の受付について	8
16. 第三者評価の実施状況について	8

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 德榮会
(2) 法人所在地 宮崎県日南市大字楠原 1840 番地
(3) 電話番号 0987-21-2080
(4) 代表者氏名 理事長 河野 洋徳
(5) 設立年月 平成10年 9月11日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護福祉施設・平成12年 2月14日指定 宮崎県 4570400145 号
(2) 施設の目的 利用者の状況に応じて、利用者の満足のいくサービスを提供し続ける。
(3) 施設の名称 特別養護老人ホーム はまゆうの里
(4) 施設の所在地 宮崎県日南市大字楠原 1840 番地
(5) 電話番号 0987-21-2080
(6) 施設長（管理者）氏名 河野 恒徳
(7) 当施設の運営方針 地域の皆様と「共に生きる」を基調に、安心と希望のある豊かな福祉文化の創造を推進します。
(8) 開設年月 平成11年12月1日
(9) 入所定員 55人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、ご契約者的心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）（※各施設における居室の決定方法を説明）

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	9室	従来型個室
2人部屋	4室	多床室
4人部屋	12室	多床室
合計	5室	
食堂	4箇所	
機能訓練室	1箇所	【主な設置機器】 平行棒、歩行器、機能訓練マット、滑車
浴室	1箇所	特殊浴槽・個浴型介護浴槽・一般浴槽
医療室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担頂く費用はありません。

※居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者的心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

※居室に関する特記事項：トイレの場所（居室内）

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の種類の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	16名以上	16名
3. 看護職員	3名以上	3名
4. 生活相談員	1名以上	1名
5. 介護支援専門員	1名以上	1名
6. 機能訓練指導員	1名以上	1名
7. 栄養士（管理栄養士）	1名以上	1名
8. 事務員	1名以上	1名
9. 医師	1名（非常勤）	1名（非常勤）

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。（例）週5時間勤務の介護職員が8名いる場合、常勤換算では、1名（5時間×8名÷40時間=1名）となります。

＜主な職種の勤務体制＞ ☆ 土日は上記と異なります。

職種	勤務体制				
1. 医師	毎週 水曜日	13:40～15:40			
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員	早朝 4	日中 4	夜勤 3	
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員		日中 2		
4. 機能訓練職員	8:30～17:30	月8休			

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常は9割ですが、8割又は7割の方もいます。）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

① 食事

※ご利用者の状態によっては、上記の時間と異なる場合がございます。

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事を摂って頂くことを原則としています。

（食事の提供時間） 朝食 7:30～8:00 昼食 11:00～12:00 夕食 17:00～17:30

② 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他

- ・自立への支援・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

＜サービス利用料金（1日あたり）＞（契約書第5条参照）

施設サービスの利用料は、居室の個室及び多床室別に

1.入所者の収入による第1段階～第4段階に定められた食事及び居住費

2.入所者の介護度別に定められた介護サービス費

3.看護体制加算（I）4円、日常生活継続支援加算36円、個別機能訓練加算12円、介護職員等処遇改善加算I 14%初期、加算30円。

上記の1～3のサービス費の合計額を1日あたりの負担金として徴収するものとする。また、看取り介護を行った場合には、下記の看取り介護加算を徴収するものとする。

（1日あたり）

- ・死亡日以前31日以上45日以下：72円
- ・死亡日以前4日以上30日以下：144円
- ・死亡日前日及び前々日：680円
- ・死亡日：1,280円

5. 介護福祉施設サービス費【1日につき】

対象者		所得段階	食費	居住費	従来型個室	サービス費 (加算含む)	サービス費 (2割負担)	サービス費 (3割負担)
生活保護受給者		第1段階	300円	380円	要介護1	744円	1488円	2232円
世帯全員が市民非課税	年金収入等が80万円以下	第2段階	390円	480円	要介護2	824円	1648円	2472円
	年金収入等が80万円超120万円以下	第3段階①	650円	880円	要介護3	907円	1814円	2721円
	年金収入等が120万円超	第3段階②	1360円		要介護4	987円	1974円	2961円
上記以外の方		第4段階	1445円	1231円	要介護5	1065円	2130円	3195円

対象者		所得段階	食費	居住費	従来型多床室	サービス費 (加算含む)	サービス費 (2割負担)	サービス費 (3割負担)
生活保護受給者		第1段階	300円	0円	要介護1	744円	1488円	2232円
世帯全員が市民非課税	年金収入等が80万円以下	第2段階	390円	430円	要介護2	824円	1648円	2472円
	年金収入等が80万円超120万円以下	第3段階①	650円		要介護3	907円	1814円	2721円
	年金収入等が120万円超	第3段階②	1360円		要介護4	987円	1974円	2961円
上記以外の方		第4段階	1445円	915円	要介護5	1065円	2130円	3195円

※端数が生じる為、サービス費は若干の誤差が生じます。

※上記のサービス費は、看護体制加算（I）4円、看護体制加算（II）8円、日常生活継続支援加算36円、個別機能訓練加算12円、精神科医師定期的療養指導加算5円、介護職員等処遇改善加算I 14%を含みます。

※入所後30日間については、1日当たり30円の初期加算がかかります。また、30日を超える病院又は診療所へ入院後に入所された時も同様となります。

※新規入所時に1回のみ安全対策体制加算20円をご負担頂きます。

※療養食を提供した方に限り、療養食加算として1食あたり6円をご負担頂きます。

※オンライン診療を受診した場合は、通常の医療費（保険適用）に加え、オンライン診療利用料として1回につき1,500円（税別）が発生します。

※希望により、栄養補助食品及び栄養補助飲料を提供した場合は、実費を徴収致します。

※テレビ等の電化製品を持ち込む際には、電気料として1日あたり100円をご負担頂きます。

※施設設備の酸素1ℓを1時間使用された時に60円、24時間で1,440円の酸素代をご負担頂きます。

※病院受診等における地域外送迎費用として1kmあたり25円をご負担して頂きます。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦、お支払い頂きます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サ

サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担金を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第5条参照）以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①特別な食事（酒を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。 利用料金：要した費用の実費

②理髪・美容

概ね2ヶ月に1回、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：1回あたり 1,500円

③貴重品の管理

ご契約者の希望より、貴重品管理サービスをご利用頂けます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金額の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者：施設長

○出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出して頂きます。
- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

② レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加して頂くことができます。

利用料金：材料代等の実費を頂きます。

＜例＞ i) 主なレクリエーション行事予定

毎月：誕生会、ユニット食 5月：父の日、母の日会 9月：敬老会・秋祭り 12月：クリスマス会（葉書で、ご家族の参加を確認します。）

ii) クラブ活動 習字、絵画、レクリエーション（材料代等の実費を頂きます。）

⑤複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担頂きます。 1枚につき 10円

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担頂くことが適当であるのにかかる費用を負担頂きます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記（1）（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月10日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 窓口での現金支払	イ. 下記指定口座への振込	ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし
	(名義) 特別養護老人ホーム はまゆうの里	施設長 河野 恒徳
	(口座) 宮崎銀行 飯肥出張所	普通預金 1225853

※振込手数料はご本人負担とさせていただきます。

※領収書の再発行は、対応致しかねます。支払証明書の発行にて対応させていただきます。

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望より、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。又、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。）

協力医療機関

医療機関の名称	所在地	おび中央病院	日南市飫肥六丁目 2-28	TEL	0987-25-2525
医療機関の名称	所在地	倉元歯科医院	日南市星倉一丁目 5-6	TEL	0987-25-1788
医療機関の名称	所在地	中村眼科	日南市吾田東九丁目 2-21	TEL	0987-31-1600

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所して頂くことになります。（契約書第13条参照）

- ①介護認定によりご契約者の心身の状況が要介護3以下と判定された場合（但し、要介護1、2の方でも、やむを得ない事情により居宅において日常生活を営むことが困難であると判定された場合には、特例的に特別養護老人ホームへの入所が認められることもあります。）
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下の参考下さい。）
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下の参考下さい。）

（1）ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第14条、第15条参照）契約の有効期限であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前（※最大7日）までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス事業者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信心行為、その他本契約書を継続しがたい重大な事情認められる場合
- ⑥他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第16条参照）以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所して頂くことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にはその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約書を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②契約者による、サービス利用料金の支払いが6ヶ月以上（※最低6ヶ月）遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信心行為を行うことによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者が連續して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

契約者が病院等に入院された場合の対応について（契約書大8条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

- ①検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。

入院期間中であっても、日額 246 円をお支払いいただきます。

但し、入院が 6 日を超え、その 6 日以内に月をまたがたる場合は、最大で 12 日間が上記の費用となります。

↓

② 3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。この場合、入院期間中であっても、下記の利用料金をご負担いただきます。

個室利用者：1,231 円、多床室利用者：915 円

但し、入院時に予定された退院日よりも早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合がございます。

↓

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、3ヶ月を待たずに契約を解除する場合があります。

(3) 円滑な退所のために援助（契約書第 17 条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

○適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介

○居宅介護支援事業者の紹介

○その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引取人（契約書第 20 条参照）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めて頂きます。（契約書第 22 条参照）

当施設は、「残置物引取人」に連絡にうえ、残置物を引き取って頂きます。

また、引越しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担頂きます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 事故発生時の対応

(1) 事故が発生した場合には、ご契約者やその家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

(2) 事故発生の状況及び事故に際してとった処置の記録は事故報告書として記録・保存いたします。

9. 損害賠償（契約書提 10 条、第 11 条参照）

(1) 当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

(2) 当施設の職員が適切な対応をしていたにも関わらず、他の入居者及び職員に対し、契約者が怪我等を負わせた場合には、その治療に要した費用をお支払いいただく場合があります。

10. 非常災害対策

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

1 1. 虐待防止のための取組み

- (1) 利用者の人権の擁護、虐待等の防止等のため、担当者を定めて以下の措置を講じます。
- ①虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施
 - ②虐待防止の為の指針整備
 - ③虐待防止のための対策を検討する委員会の設置と従業者への周知
- (2) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 2. 身体的拘束等の適正化のための取り組み

利用者に対する身体的拘束、その他行動を制限する行為を行いません。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等、記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行うものとし、以下の措置を講じます。

- (1) 身体拘束等の適正化のための指針を整備し、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催します。
- (2) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施します。

1 3. 感染症対策の強化

当事業所は、感染症の発生、またはまん延を防止するために、以下の措置を講じます。（1）感染症対策に関する定期的な委員会の開催
(2) 感染症対策に関する指針の整備 (3) 定期的な研修の実施

1 4. 業務継続に向けた取組み

当事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する為に、以下の措置を講じます。

- (1) 業務継続に向けた計画等の策定
- (2) 定期的な研修及び訓練（シミュレーション）の実施

1 5. 苦情の受付について（契約書第22条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） [職名] 生活相談員 吉村 秀夫 介護長 本田 百恵
○受付時間 毎週 月曜日～土曜日 8:30～17:00
また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

日南市介護保険担当課	所在地 日南市中央通1-1 受付時間 8:30～17:00 TEL 0987-31-1160 Fax 0987-31-0288
国民健康保険団体連合会	所在地 宮崎市下原町231番地1 受付時間 8:30～17:00 TEL 0985-35-5111 Fax 0985-25-0260
宮崎県社会福祉協議会	所在地 宮崎市原町2番22号 受付時間 8:00～17:00 TEL 0985-22-3145 Fax 0985-27-9003

1 6. 第三者評価の実施状況について

当施設では第三者評価は実施しておりません。

指定介護福祉施設サービスの開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 はまゆうの里

説明者職名 生活相談員 氏名 吉村 秀夫 印 介護長 氏名 本田 百恵 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者 住 所

氏 名 印

代理人 住 所

氏 名 印

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第39号（平成11年3月31日）規定に基づき入所申込者又はその家族への重要事項説明書のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート 平屋造り

(2) 建物の延べ床面積 3,341.61m²

(3) 併設事業 当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護] 平成12年 3月17日指定 宮崎県 4570400145号 定員12名

[通所介護] 平成12年 3月17日指定 宮崎県 4570400194号 定員50名

[居宅介護支援事業] 平成12年 2月29日指定 宮崎県 4570400152号 定員 名

[認知症対応型共同生活介護] 平成29年 9月1日指定 日南市 4590400075号 定員9名

(4) 施設の周辺環境*（騒音、日当たり等）

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員・ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員・ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名の生活相談員を配置しています。

看護職員・主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしていますが、日常生活上の介護、介助等も等も行います。

機能訓練指導員・ご契約者の機能訓練を担当します。1名の機能訓練指導員を配置しています。

介護支援専門員・ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。1名の介護支援専門員を配置しています。生活相談員が兼ねる場合もあります。

医師・ご契約者に対して健康管理及び定期検診を行います。（週1回）

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）

①施設の介護支援専門員（ケアマネージャー）に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。



②その担当者は施設サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。



③介護サービス計画は、6ヶ月（※要介護認定有効期間）に1回、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。



④施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認して頂きます。

4. サービス提供における事業者の義務（契約者第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえご契約者から聴取、確認します。

③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認の更新の申請のために必要な援助を行います。

④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管すると共に、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

但し、ご契約者又は他の利用者当の生命、身体を保護するために緊急やむ得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合あります。

⑥事業者及びサービス従業者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）但し、ご契約者に緊急な医療上の必要性のある場合には、医療機関等にご契約者的心身等の情報を提供します。

また、ご契約者の円滑な退所のために援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設の入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）持ち込みの制限

入所にあたり、食べ物（特に生物）は原則として持ち込むことができません。

（2）面会　　面会時間　　8：00～18：00

※ 来訪者は、必ずその都度職員に届け出て下さい。

※ 感染症対策の為、上記の面会時間や面会方法が変更となる場合がございます。

（3）外出・外泊（契約書第21条参照）

外出、外泊をされる場合、事前にお申し出下さい。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書5（1）に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書提9条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意又は、わずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を破損、汚染した場合には、ご契約者に自己負担により現状に復して頂くか、又は、相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必用な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行う事はできません。

(6) 喫煙 施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(7) サービス内容については、サービス計画に基づいてサービスを提供させて頂いております。 サービス提供記録及び事業内容等は開示致しておりますので、ご気楽にお尋ね下さい。

本契約は、6ヶ月を限度として締結するものであり、以後の契約については当事者の申し出がない限り自動更新するものとする。